

記載例

郵送請求用

戸籍・住民票の写し・所得証明書等交付請求書

年 月 日作成

| | |
|---------|---|
| 請求者 | 〒425-0001 電話番号 (090) 1111-1111 |
| | 住所 焼津市本町〇丁目△番△号 (携帯可) ※平日の昼間の連絡先をお書きください。 |
| 氏名 焼津波子 | 生年月日 昭和20年1月3日生 |

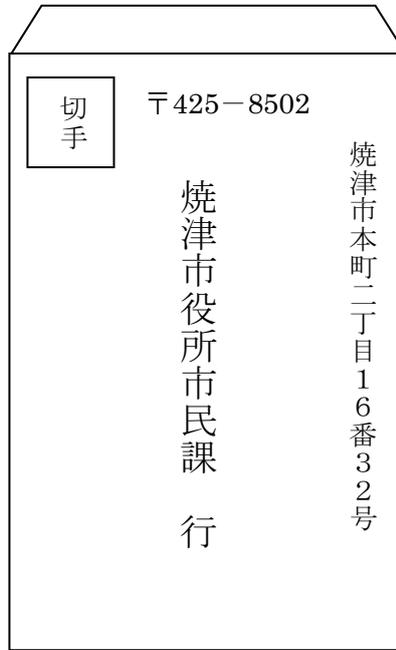
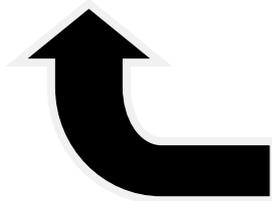
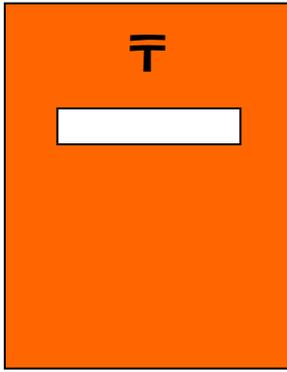
※法人が請求する場合は代表者印の押印が必要です。

(重要) 戸籍証明書は、本籍地の市区町村でのみ取得できます。本籍等の記載に不備があると交付できない場合がございます。

| 証明書の種類と手数料など (必要な証明書に☑してください。) | 通数 | 証明書の種類と手数料など (必要な証明書に☑してください。) | 通数 |
|--|-------|---|-----|
| ◆戸籍全部事項証明 (450円) 本籍 (静岡県焼津市本町〇丁目 100 番地) 筆頭者 (焼津波子) (昭和 20・1・3生) <input checked="" type="checkbox"/> 謄本 (戸籍に記載されている全員の分) <input type="checkbox"/> 抄本 (戸籍に記載されている一部の人の分) 必要な人の氏名 [] | 1 通 | ◆住民票の写し (300円) 住所 (焼津市本町〇丁目△番△号) 必要な人の氏名 [焼津波子] <input checked="" type="checkbox"/> 本人分のみ <input type="checkbox"/> 世帯全員が載ったもの ※必要な事項に〇をつけてください。 本籍(筆頭者)・続柄(世帯主) | 1 通 |
| ◆改製原戸籍・除籍 (750円) 本籍 () 筆頭者 () (. . 生) <input type="checkbox"/> 謄本 (戸籍に記載されている全員の分) <input type="checkbox"/> 抄本 (戸籍に記載されている一部の人の分) 必要な人の氏名 [] | 通 | ◆税証明書 (300円) 必要な人の氏名 () <input type="checkbox"/> 所得証明書 () 年分 ☐ 住民税課税証明書 () 年度 ☐ 所得証明書 () 年分 ☐ 住民税課税証明書 () 年度 ☐ 所得証明書 () 年分 ☐ 住民税課税証明書 () 年度 ☐ 所得証明書 () 年分 ☐ 住民税課税証明書 () 年度 | 通 |
| ◆戸籍の附票 (300円) 本籍 () 筆頭者 () (. . 生) <input type="checkbox"/> 戸籍に記載されている全員の分 <input type="checkbox"/> 戸籍に記載されている一部の人の分 必要な人の氏名 [] ※記載が必要な事項を〇で囲んでください。 本籍(筆頭者)の記載 ・ 在外選挙登録地の記載 | 通 | ◆その他の証明書 | 通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 相続等に必要改製原戸籍・除籍等 ※被相続人の(出生)から(死亡)までの戸籍謄本 被相続人の氏名 (焼津 太郎) (平成 30 年 6 月 1 日死亡) 本籍 (静岡県焼津市本町〇丁目 100 番地) 筆頭者 (焼津 太郎左衛門) <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 独身証明書 (300円) ※本人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。 本籍 () 筆頭者 () (. . 生) | 1 セット | 使用目的 (提出先など具体的にお願いします) 相続手続きのため法務局に提出する 請求者と証明が必要な人との関係 * 戸籍関係証明 <input type="checkbox"/> 本人又は配偶者 <input type="checkbox"/> 直系親族 * 住民票の写し <input type="checkbox"/> 本人又は同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他 (債権者など) ※疎明書類が必要 * 税証明書 <input type="checkbox"/> 本人又は同一世帯の親族 | 通 |

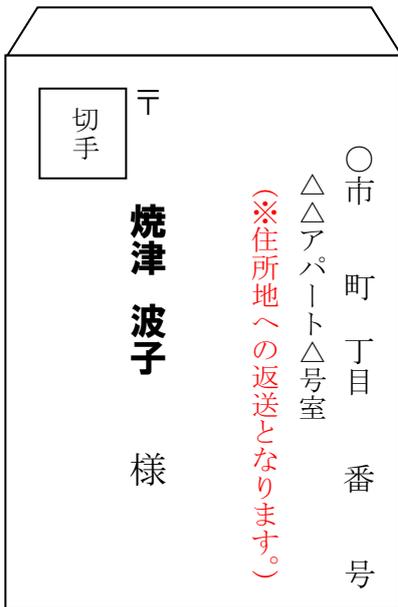
(注意) 戸籍証明等を請求する場合は、請求先の市区町村で、請求者と戸籍に記載されている人との親族関係が確認できないときは、親族関係を明らかにする戸籍証明等の写しも同封してください。

※手数料は、郵便局の定額小為替を利用してください。なお各種証明書の交付手数料は市区町村によって異なりますので、焼津市以外に請求する時は、請求先の市区町村役場へ事前に確認してください。
※偽りその他不正な手段によって交付を受けたときは、過料に処されることがあります。
(戸籍法第 121 条の 2) ・ (住民基本台帳法第 44 条) **うら面(2ページ目)もご覧ください。**

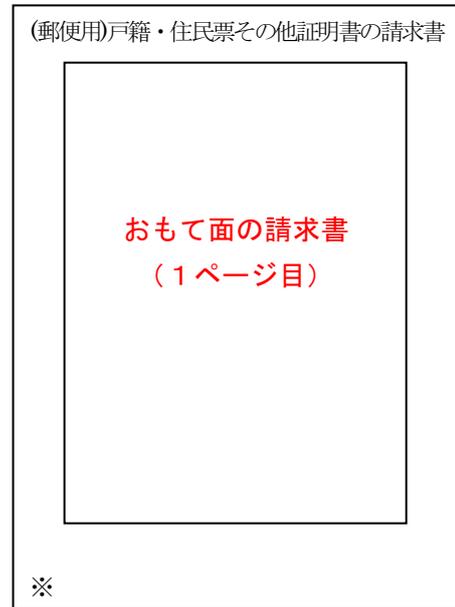


下記の書類を同封のうえ、請求してください。

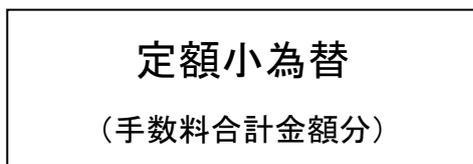
① 返信用封筒



② (郵便請求用) 請求書



③ 手数料 (現金書留でも可)



(郵便局・ゆうちょ銀行で販売しています。)

④ 本人確認書類のコピー

- ◆1点でよいもの
運転免許証、マイナンバーカード等の官公署発行の顔写真付身分証明書
- ◆2点以上必要なもの
健康保険証 (保険者番号及び被保険者記号・番号をマスキングしたもの)、年金手帳、年金証書、パスポート等